

フランスの 「参審員」制度について

第二東京弁護士会・パリ弁護士会所属
金塚 彩乃 ● Kanezuka, Ayano

はじめに

日本で裁判員制度が導入されて早1年以上が経過した。

筆者も先日裁判員対象事件を経験したが、これまでの刑事裁判のあり方を大きく変える制度であることを実感した。日本も裁判員制度導入にあたってフランスの制度も参考にしている。そこで今回は紙幅を借りて、フランスの参審員制度について紹介したい。

第1 参審員対象事件—重罪事件と重罪院

1 まず、フランスでは、刑事司法の基本的な構成として、法定刑の重さに従い、犯罪が3つの類型に分類されている。交通法規違反等の刑法犯が「違警罪(contravention)」、窃盗や過失致死等の刑法犯を「軽罪(délit)」、殺人や強盗、強姦など、法定刑の下限が懲役10年以上の刑、あるいは法定刑が無期懲役といった最も重い刑法犯が「重罪(crime)」とされる。管轄裁判所も、それぞれの罪に対応するものとされており、「重罪」は重罪院(cour d'assises)にて裁かれることとなっている。

参審員(jury)制度が敷かれているのは、この重罪院である。重罪院の審理に市民参加がなされるのは、市民による裁きこそが共和国の裁判にふさわしいというフランス革命時代の理念に基づく。

参審員の選出方法や人数についてはこれまで様々な変遷があったが、現在重罪院での審理は、3人の裁判官からなる合議体と9人の参審員により行われることとなっている。

2 重罪院の大きな特徴の一つは、常設の裁判所ではないというところにある。原則として、1年に4回の「通常会期(sessions ordinaires)」が開催されることとなり、その際に審理に熟した事件の審理が行われることとなる(ただし、パリの重罪院の場合は常設である。)

もう一つの重罪院の特色としては、2000年まで、控訴審が存在しなかったという点がある。重罪事件は、予審判事の予審を経て重罪院に送致されることとなっているが、重罪院での市民の判断に不服を申し述べることは許されず、唯一の不服申立の手段は破毀院への上告のみであった。

しかし、控訴審が存在しないことの問題性はつとに指摘されており、2000年の法改正で、ようやく重罪院の判決に対し、9人ではなく12人の参審員が審理を行う控訴審としての別の重罪院に控訴ができることとなった。

第2 参審員選任手続き

1 フランスの参審員制度の特徴は、各事件の審理を担当する具体的な「参審員体」は各事件ごとにくじ引きで選ばれるという点においては、日本の裁判員制度と共通するが、フランスでは、そのくじ引きの基礎となる参審員候補者名簿は、重罪院の開廷期ごとに作成され、その中から、開廷期間中に審理が行われる事件ごとに繰り返しくじ引きで参審員が選任されるという点にある。つまり、1開廷期に呼び出された参審員候補者は、くじで選ばれ、かつ忌避されなかった場合、複数の事件の審理にあたる可能性があるということとなる。

かような参審員選任手続きの概略は以下のとおりである。

2 まず、参審員は、選挙人名簿から選ばれる

こととなるが、より具体的にはフランス国籍を有し、23歳以上であり、フランス語の読み書きができ、かつ刑事罰などにより公民権行使の制限を受けていないということなどが条件となる。この条件を満たす者から、まず、公開の場で行われるくじ引きで「年間名簿(liste annuelle)」が作成され、その後、具体的に裁判所に呼び出される人の名前からなる「開廷期名簿(liste de session)」が、公開の法廷でのくじ引きにより作成される。

この段階で注目すべきであるのは、被告人にこの開廷期名簿を送達しなければならないとされている点である(刑事訴訟法282条)。この名簿には、参審員候補者の氏名、職業、生年月日が記載されている。名簿の送達は、被告人の忌避権行使を担保するものとして重要視されており、その欠缺は、原判決の破毀事由となる¹⁾。

3 この開廷期名簿を被告人に送達後、被告人出席の下、公開の法廷でくじ引きの方法により、「審理担当参審員(jury de jugement)」が選ばれることとなる。この選任に先立って、参審員候補者たちは、重罪院での裁判に関する説明のパンフレットやビデオを見るほか、希望者は刑務所の見学もできることとなっている。

審理担当参審員を選ぶにあたっては、被告人あるいはその辩护人、検察官は、忌避権(droit de récusation)を行使することができる(被告人側は5人まで、検察官は4人〔第一審の場合。控訴審の場合は、それぞれ6人と5人〕

まで忌避ができる。)。不選任権の行使は、日本のように不選任権を行使した後の名簿から裁判員を抽選で選ぶのではなく、くじ引きで選ばれた参審員候補者の名前を読み上げてから、「不選任(récusé)！」と被告人(辩护人)と検察官が告げることより行われる。こうした手続きを経て、くじ引き後不選任とされなかった参審員が9人(控訴審の場合は12人)に達したところで、参審員の宣誓が行われ²⁾、審理が開始する。

なお、前述のとおり開廷期名簿は当該開廷期が終了するまで有効なので、次の事件の審理にあたっては、前の事件で参審員を経験したか否かにかかわらず同じ名簿をもとに再度くじ引きが行われ、新たに審理にあたる具体的な審理担当参審員が選ばれることになる。

第3 参審員による審理

1 参審員選任後に始められる公判では口頭主義が貫かれる。参審員には一切の書面は交付されず、被告人や証人の供述・証言から、事実関係の把握に努めることとなる。評議においても、口頭主義は貫かれ、訴訟記録は評議室外の書記官が管理し、原則として裁判体と参審員が訴訟記録に目を通すことは許されていない。

2 審理が終わり、検察官からの論告、附帯私訴当事者からの弁論、辩护人の弁論が行われた後、裁判体と参審員が判断を示さなくてはならない事項が質問形式でまとめられ、法廷で読み上げられる。たとえば、殺人事件では以下のよ

1) 1969年3月1日破毀院判決。開廷期名簿の送達のなかった事件の判決を破毀差し戻した。

2) 参審員は、「Xに対し嫌疑がかけられた事実につき、もっとも慎重な注意をもって審理にあたること、被告人の利益、社会の利益、被害者の利益を裏切らないこと、判断を示すまで誰とも協議を行わないこと、憎しみ又は悪い心根、恐怖あるいは愛着に耳を傾けないこと、被告人には無罪推定が及び、疑わしきは被告人の利益となるべきこと、良心と内的確信に従い、誠実で自由な人間にふさわしい公平性及び毅然さをもって、訴追及び防御方法に基づき判断を行うこと、任務の終了後も評議の秘密を守ることを誓い、約束」する(刑事訴訟法304条)。

うな質問がなされる。

「被告人Aは、○年○月○日、○○にて、被害者Vに対し意図的に暴力行為を行ったか？

その暴力は、Vの死亡を帰結したか？

Aは、Vを死なせる意図を有していたか？

この殺人は、計画的に行われたものか？」

裁判官と参審員は、この質問それぞれに対する答え、及び被告人が有罪である場合は量刑に対する判断を行うため、別室に引きこもり、評議を行う。評議を行うに際しては、参審員は、内的確信(intime conviction)にのみしたがって、判断を示すことが求められる³⁾。

3 評議においては、裁判官に対する参審員の優越を確保するため、被告人を有罪とする判断を示す場合には、参審員の過半数票が必要であり、少なくとも裁判官と参審員12人中8人の特別多数による賛成票がないとしないとされている(第二審として判断をする場合には、15人中10人の賛成票。刑事訴訟法359条)。量刑を行うに際しては、当該犯罪に適用される刑の上限を言い渡す場合には、同じく特別多数の賛成票が必要とされる。刑の上限の宣告に特別多数が得られない場合には、過半数(12人中7名)の賛成票が得られるまで、刑を下げて行くこととなる。そして、この評議の結果、裁判体と参

審員の判断は、上記の質問に対する答えとして示され、判決として、法廷で被告人に告知される。

なお、重罪院の判決の特色としては、こうした「答え」以外に判決に理由を付することが要求されないというところにある。

最後に

以上が、重罪院での審理の概略であるが、口頭主義と公開主義の徹底、裁判官の判断に対する参審員の判断の優越が、日本の裁判員制度との比較では特筆に値するものであると思われる。

なお、フランスでは、1981年にギロチンによる死刑が廃止された後は、参審員が死刑判決を下すという場面はなくなった⁴⁾。その一方、人道に対する罪なども当然のことながら重罪として、参審員対象事件とされている。最近では、戦後のフランスの高級官僚が、対独協力下のフランスで、ユダヤ人を強制収容所に送っていたとして、人道に対する罪で訴追され、参審員により禁固10年の刑が言い渡されるという裁判もあった。訴訟は困難を極めた。しかし、これは、市民は「内的確信」のみを頼りに、困難な事案にも向かいあい、フランスの裁判の歴史に残る事案においても判断を示し得たという極めて重要な一事例である。

3) 評議に入る前の法廷で裁判長が読み上げ、評議室での掲示が義務付けられる文言は以下のとおりである。「法は、裁判官に対しどのような方法で納得を得たかを説明することを求めるものではなく、証拠の完全性及び十分性を判断するための規則を定めるものではない。法は、静謐と内省の中で自己に問いかけ、良心の誠実さの中で、被告人に対する証拠及び防御方法が、自らの理性に対しどのような印象を与えたかということの模索を求める。法は、裁判官の全ての義務を内包するただひとつの問いかけを行うのみである。『あなたは内的確信を得たか?』」(刑事訴訟法353条)

4) 最後の死刑執行は1977年である。